

精神障害者退院支援施設の運営等に関する指導事項(案)

法令で既に規定している事項

- 市町村による支給決定
- 標準利用期間は2年ないし3年（自立訓練（生活訓練）、就労移行支援の標準利用期間）
- 利用の更新申請は、個別に市町村審査会で審査

今回運用通知で記載する事項(案)

○ 地域移行推進協議会での対応

→協議会の設置自体については、平成18年9月のパブコメにおける回答時に既に表明済

- ・ 退院支援施設における全般的な支援の実施状況を定期的に評価し、事業の適正化を図る。
- ・ 円滑な地域移行が図られるよう、住まいの場の確保や日中サービスを利用するために必要な調整を行う。（市町村が設置する自立支援協議会との連携等）

○ ソフト（運営）面での対応

- ・ 退院後の生活スタイルに応じた、具体的な訓練等の実施（外出訓練、GH体験入居等の敷地外活動）による生活能力の向上を図る。
- ・ 当事者活動（ピアサポート）の活用等による、退院意欲の向上、退院への不安の解消を図る。
- ・ 敷地内設備（グラウンド、会議室等）の住民開放や地域行事への参加による地域交流の促進、普及啓発を図る。
- ・ 法令による苦情解決の受付・処理状況等について、定期的に地域移行推進協議会に報告
- ・ 生活訓練・就労移行支援事業として外部利用者を積極的に受け入れる。

○ ハード（設備）面での対応

- ・ 原則として病棟単位（フロア単位）で転換する等、病院との一定の独立性を確保する。